「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 5 月環境庁告示第 9 号) の一部を改正する案について(概要)

1. 改正の趣旨

悪臭防止法施行規則第5条の特定悪臭物質の測定方法について定めた「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月環境庁告示第9号。以下「告示」という。)に関し、特定悪臭物質のうちアルデヒド類6物質について測定が可能な分析手法を新たに追加するため、以下のとおり改正を行うものである。

2. 主な改正内容

アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド及びイソバレルアルデヒドの測定方法(別表第4)のうち、敷地境界線における濃度の測定及び気体排出口における流量の測定について、高速液体クロマトグラフ法(HPLC法)を新たに追加する。

改正内容の詳細については、添付資料をご参照ください。

3. 施行期日等

改正後の告示は、平成30年9月下旬を目途に公布・施行する予定。